

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十六年十二月十八日

同	同	同	広島県監査委員
佐藤	高橋	宮	佐々木
		義	弘
均	則	利	司